頁	変更前（令和元年度）	変更後（令和２年度）	改正理由等
8	**第６章　水防に関連する予報・警報** **第１節　水防に関連する予報・警報の種類と発表基準** １　気象、高潮及び洪水についての予報・警報等（名古屋地方気象台発表） 水防に関連する気象、高潮及び洪水の警報・注意報は「警報・注意報発表基準表」の基準に達すると予想される場合に、名古屋地方気象台から発表され、特別警報の発表基準に該当する場合には県内の当該警報が「特別警報」として発表される。また、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。 なお、大雨や洪水などの警報・注意報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村等をまとめた地域」の名称を用いる場合がある。 （１）大雨注意報	**第６章　水防に関連する予報・警報** **第１節　水防に関連する予報・警報の種類と発表基準** １　気象、高潮及び洪水についての予報・警報等（名古屋地方気象台発表） 水防に関連する気象、高潮及び洪水の警報・注意報は、「注意報」は大雨等の気象現象により災害が起こるおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が起こるおそれのあるとき、「特別警報」は重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水･氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。 なお、特別警報・警報・注意報は市町村ごとに発表されるが、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「愛知県西部・東部」あるいは「尾張西部・尾張東部・知多地域・西三河北西部・西三河北東部・西三河南部・東三河北部・東三河南部」の名称が用いられる場合がある。 （１）大雨注意報	表記の整理

	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。（追加） （２）高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。（追加） 各市町村の海岸における潮位予測を基に発表される。 （３）洪水注意報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。（追加） （４）大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。（追加） （５）高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。（追加） 各市町村の海岸における潮位予測を基に発表される。 （６）洪水警報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。 （２）高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当する。 （３）洪水注意報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。 （４）大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当する。 （５）高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル４に相当する。 （６）洪水警報	表記の整理

	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。（追加） （７）大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。（追加） （８）高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。（追加） （９）気象情報 ア　「全般気象情報（追加）、東海地方気象情報、愛知県気象情報」 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 （追加）	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当する。 （７）大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。雨を要因とする大雨特別警報は災害がすでに発生していることを示す警戒レベル５に相当する。 （８）高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル４に相当する。 （９）気象情報 ア　「全般気象情報（気象庁発表）、東海地方気象情報、愛知県気象情報」 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 また、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性があ	表記の整理

	イ　「記録的短時間大雨情報」（追加） 愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の危険分布で確認することができる。発表基準は、1 時間雨量 100㎜ である。 ウ　「土砂災害警戒情報」（追加） 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（追加）を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。（追加）なお、これを補足する情報である土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。 （注）豊田市については豊田市西部と豊田市東部に分割（愛	る等、社会的に大きな影響が予想される場合にも発表される。 イ　「記録的短時間大雨情報」」（気象庁発表） 愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の危険分布で確認する必要がある。発表基準は、1 時間雨量 100㎜ である。 ウ　「土砂災害警戒情報」（愛知県・名古屋地方気象台共同発表） 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（注）を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。避難が必要とされる警戒レベル４に相当する。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更な	表記の整理

	知県の二次細分区域)。また、一宮市、津島市、江南市、稲沢市、知立市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村の市町村を除く。 エ　「竜巻注意情報」（追加） 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。 この情報の有効期間は、発表から約1時間である。 オ　「天候情報」 平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合に発表される。	る措置を検討する必要がある。 （注）豊田市については豊田市西部と豊田市東部に分割（愛知県の二次細分区域)。また、一宮市、津島市、江南市、稲沢市、知立市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村の市町村を除く。 エ　「竜巻注意情報」（気象庁発表） 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨付加した情報が、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。 この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。 オ　「早期注意情報（警報級の可能性）」 警報級の現象が5日先までに予想されているときに、その可能性が［高］、［中］の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県は東部と西部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。明日までの大雨の「早期注意情報（警報級の可能性）」の［高］又は［中］は、災害への心構えを高める警戒レ	表記の整理

	（10）（追加）	ベル１である。 (10)大雨警報・洪水警報の危険度分布 種　　類 / 概　　要 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報） / 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。	表記の整理

			大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	表記の整理
			洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要	

［大雨・高潮の特別警報発表基準］

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

「発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。」

「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。

・雨を要因とする特別警報（追加）の指標

①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

①	48 時間降水量及び土壌雨量指数※1 において、50 年に一度の値以上となった 5 ㎞格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で 50 格子以上（追加）出現
②	3 時間降水量及び土壌雨量指数※1 において、50 年に一度の値以上となった 5 ㎞格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で 10 格子以上（追加）出現（ただし、3 時間降水量が 150 ㎜※2 を超える格子のみをカウント対象とする）

	とされる警戒レベル２に相当。

［大雨・高潮の特別警報発表基準］

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

「発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。」

「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。

・雨を要因とする特別警報（警戒レベル５相当）の指標

① 又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、危険度分布で５段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報を発表する。

①	48 時間降水量及び土壌雨量指数※1 において、50 年に一度の値以上となった 5 ㎞格子が、共に（削除）50 格子以上まとまって出現
②	3 時間降水量及び土壌雨量指数※1 において、50 年に一度の値以上となった 5 ㎞格子が、共に（削除）10 格子以上まとまって出現（ただし、3 時間降水量が 150 ㎜※2 を超え

表記の整理

	土壌雨量指数※1：降った雨が地下の土壌中に（追加）貯まっている状態を表す値。 この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。 3 時間降水量 150 ㎜※2：1 時間 50㎜ の雨(滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨)が 3 時間続くことに相当。 ・台風等を要因とする特別警報の指標 「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。 (略) 別表 1～４大雨及び洪水警報・注意報基準の見方 (略) （２） 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準*2は１キロメートル四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示す。 （３） 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数*3 30 以上」を意味する。 (略) （６） 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△	る格子のみをカウント対象とする） 土壌雨量指数※１：降った雨が地下の土壌中にどれだけ貯まっているかを数値化した値。 （削除） 3 時間降水量 150㎜ ※２：1 時間 50㎜ の雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が 3 時間続くことに相当。 ・台風等を要因とする特別警報の指標 「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合（削除）。 (略) 別表 1～４大雨及び洪水警報・注意報基準の見方 (略) （２） 大雨警報･注意報の土壌雨量指数基準*2は１km 四方毎に設定している。別表１及び３において、土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示す。 （３） 別表２及び４において、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数*3 30 以上」を意味する。 (略) （６） 別表２及び４の、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、	表記の整理

	基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。 （略） ２　津波警報等の種類・内容等（気象庁発表） 地震発生後、津波による災害発生が予想される場合、気象庁から大津波警報等が発表される。 （略） 津波警報とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震は精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表する。予想される津波の高さを巨大などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。	同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。 （略） ２　津波警報等の種類・内容等（気象庁発表） 地震発生後、津波による災害発生が予想される場合、気象庁から大津波警報等が発表される。 （略） 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震に対しては、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表する。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。	表記の整理

津波警報・注意報の種類

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合に取るべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m＜高さ	10m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		５ｍ＜高さ≦10m	10m		
		３ｍ＜高さ≦５ｍ	５ｍ		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３m以下の場合	１ｍ＜高さ≦３ｍ	３ｍ	高い	

津波警報・注意報の種類

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合に取るべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m＜予想高さ	10m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		５ｍ＜予想高さ≦10m	10m		
		３ｍ＜予想高さ≦５ｍ	５ｍ		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３m以下の場合	１ｍ＜予想高さ≦３ｍ	３ｍ	高い	

表記の整理

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	0.2m≦高さ≦1m	1m	（表記しない）	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。（追加）注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。	

（略）

イ　津波警報等の留意事項等

（略）

（イ）津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

（略）

（２）津波情報

ア　津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	0.2m≦予想高さ≦1m	1m	（表記しない）	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。	表記の整理

（略）

イ　津波警報等の留意事項等

（略）

（イ）津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。

（略）

（２）津波情報

ア　津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	津波の基準	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	伊勢・三河湾津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを（追加）発表。 ［発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照］
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。
	（追加）	（追加）

（注）

※　津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

（略）

津波情報の種類と発表内容

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 ［発表される津波の高さの値は、「津波警報・注意報の種類」表参照］
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（注）

※　津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

（略）

表記の整理

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の津波警報等	津波の基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ＞１ｍ	数値で発表
	観測された津波の高さ≦１ｍ	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≧0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ＜0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※　沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推測される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、伊勢・三河湾津波予報区にお

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の警報・注意報	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	１ｍ強	数値で発表
	１ｍ以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※　沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定される高さ）を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値

表記の整理

いて大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える

（略）

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の津波警報等	津波の基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞３ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦３ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞１ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦１ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表

を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（略）

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の警報・注意報	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	３ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	３ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	１ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	１ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表

表記の整理

津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

（略）

津波予報の種類と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（追加）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき（追加）	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（追加）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

（略）

津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

（略）

津波予報の種類と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

（略）

表記の整理

19

第２節　水防に関連する予報・警報の伝達

１　気象、高潮及び洪水に関する予報・警報伝達系統図

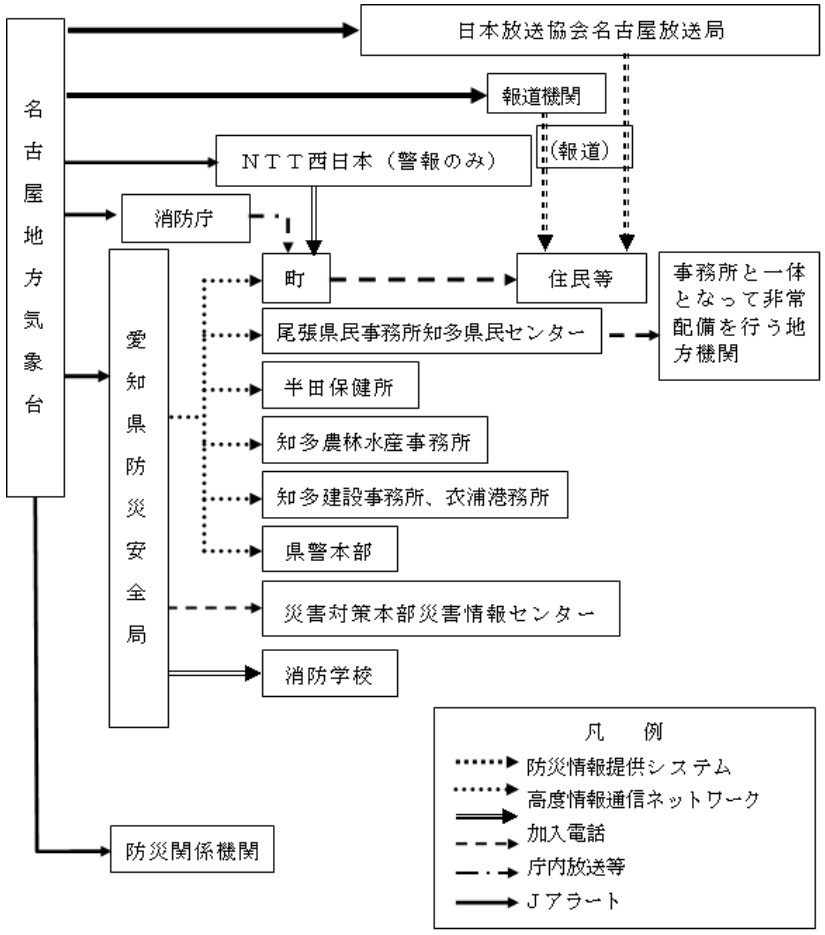

第２節　水防に関連する予報・警報の伝達

１　気象、高潮及び洪水に関する予報・警報伝達系統図

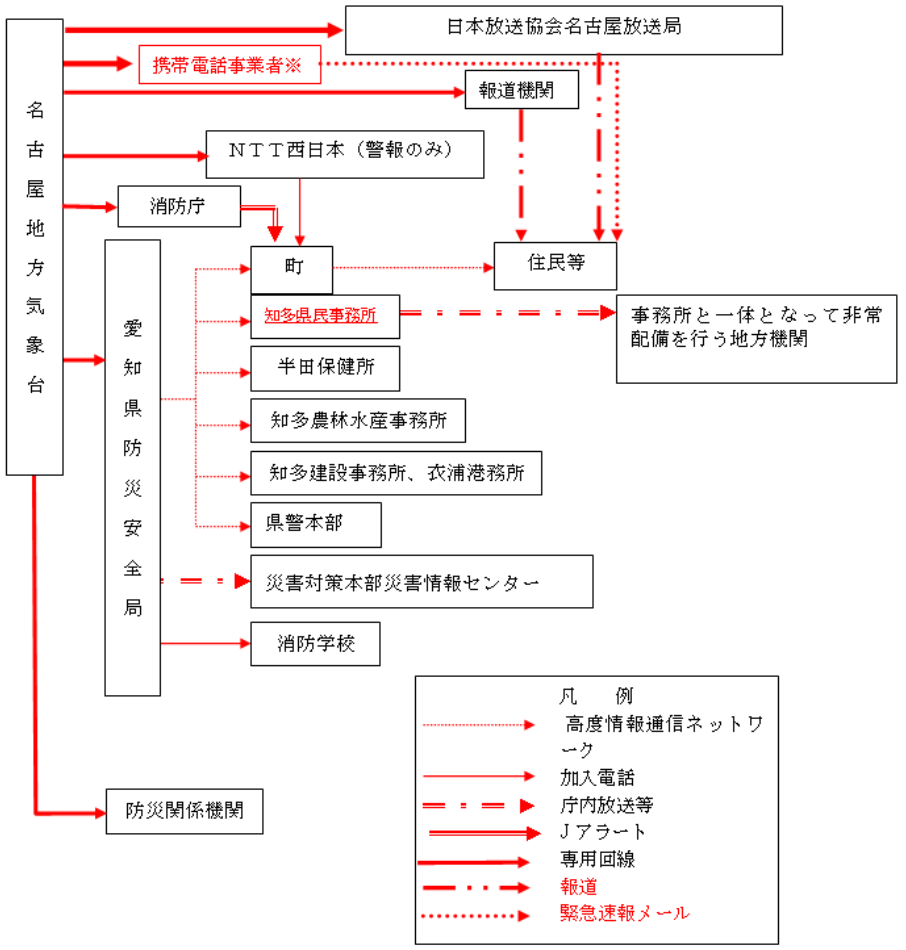

緊急速報メールによる一般周知の追加

（追加）

（略）

2　津波警報等の伝達系統図

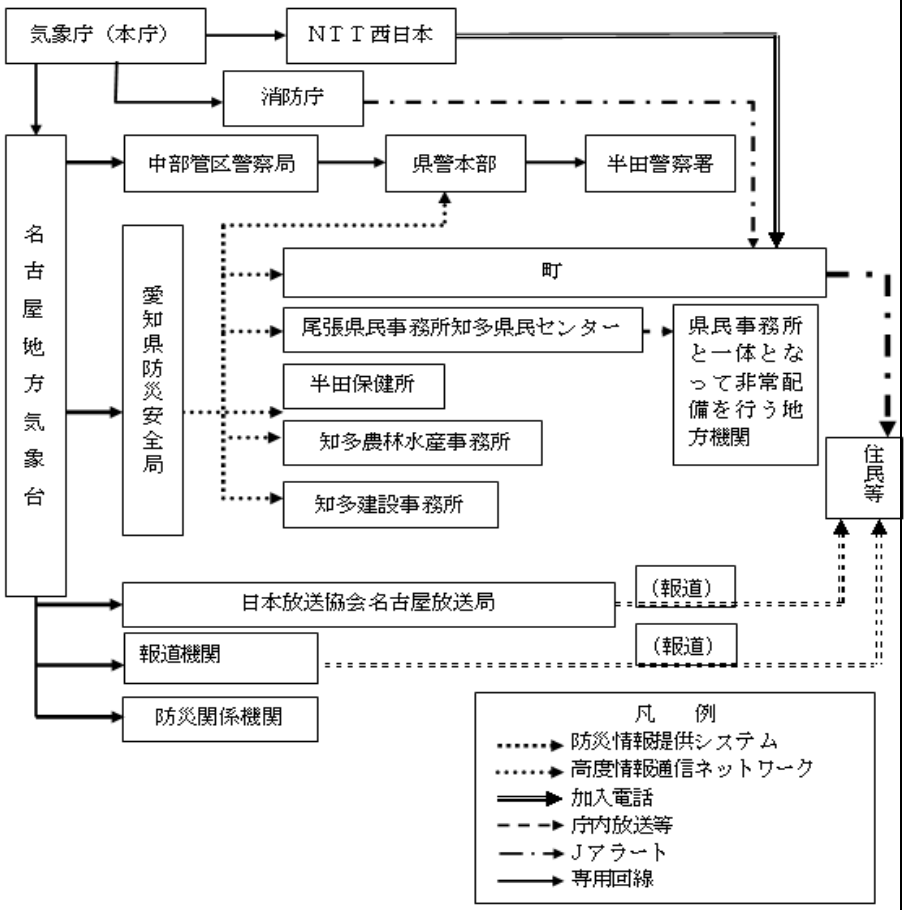

※緊急速報メールは、気象等（大雨、防風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

（略）

2　津波警報等の伝達系統図

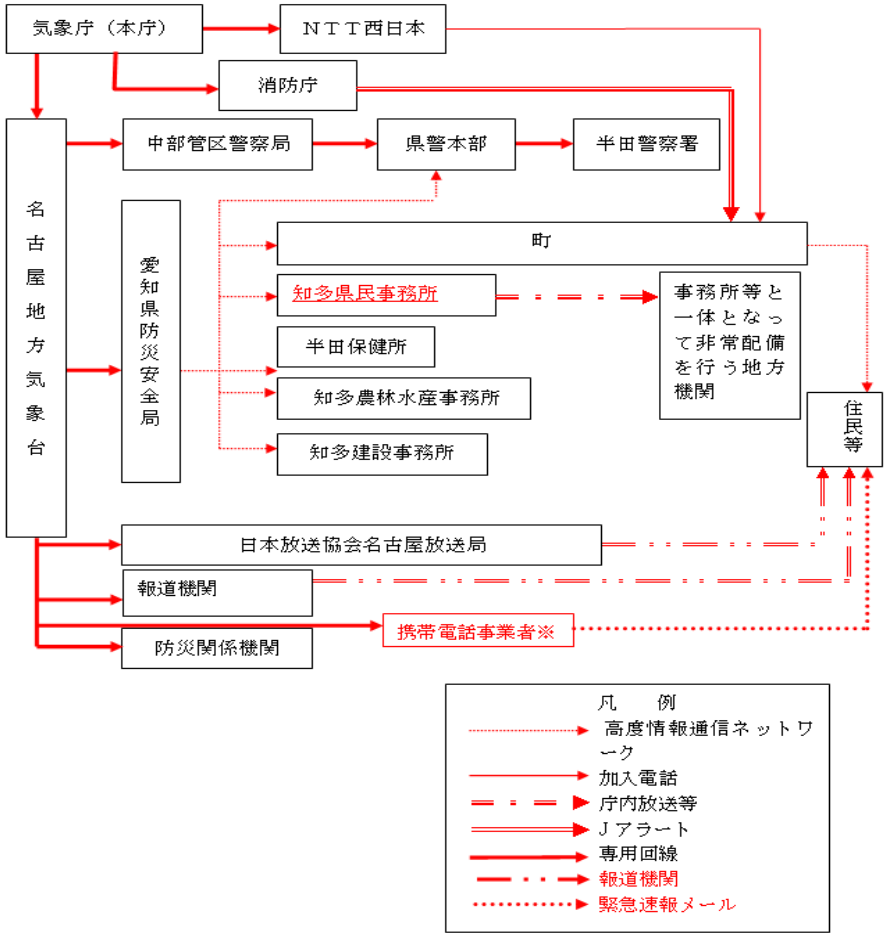

緊急速報メールによる一般周知の追加

	（略）	※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 （略）	緊急速報メールによる一般周知の追加

21	**第７章　水防警報等** **第１節　水防警報** ４　伝達系統 （１）境川及び逢妻川 知立建設事務所 ……▶ 名古屋地方気象台 愛知県防災安全局防災部災害対策課 愛知県建設局河川課 尾張県民事務所 尾張県民事務所知多県民センター 知多建設事務所 町 関係消防機関 （２）愛知県沿岸 知多建設事務所 ……▶ 名古屋地方気象台 愛知県防災安全局防災部災害対策課 愛知県建設局河川課 尾張県民事務所 尾張県民事務所知多県民センター 町 関係消防機関	**第７章　水防警報等** **第１節　水防警報** ４　伝達系統 （１）境川及び逢妻川 知立建設事務所 ……▶ 名古屋地方気象台 愛知県防災安全局防災部災害対策課 愛知県建設局河川課 尾張県民事務所 知多県民事務所 知多建設事務所 町 関係消防機関 （２）愛知県沿岸 知多建設事務所 ……▶ 名古屋地方気象台 愛知県防災安全局防災部災害対策課 愛知県建設局河川課 尾張県民事務所 知多県民事務所 町 関係消防機関	伝達系統の見直し

	（３）津波水防警報 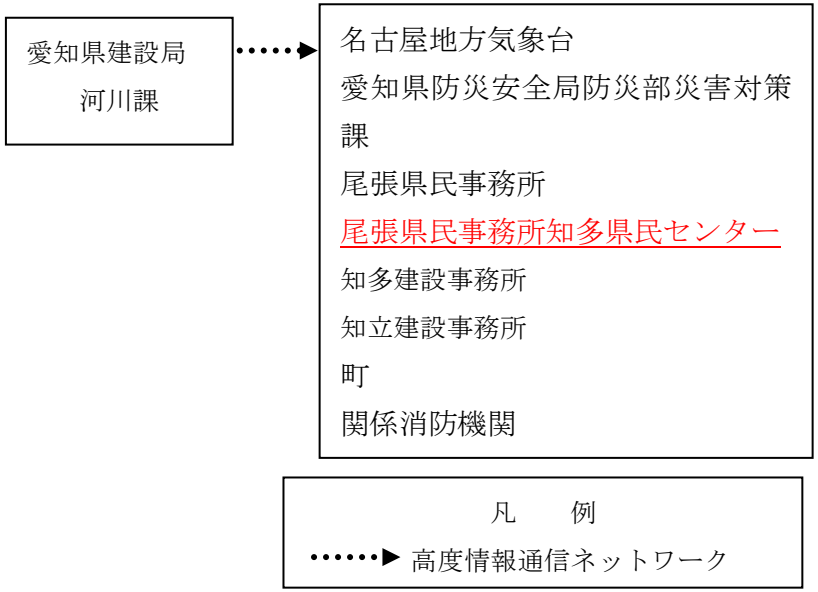 （略）	（３）津波水防警報 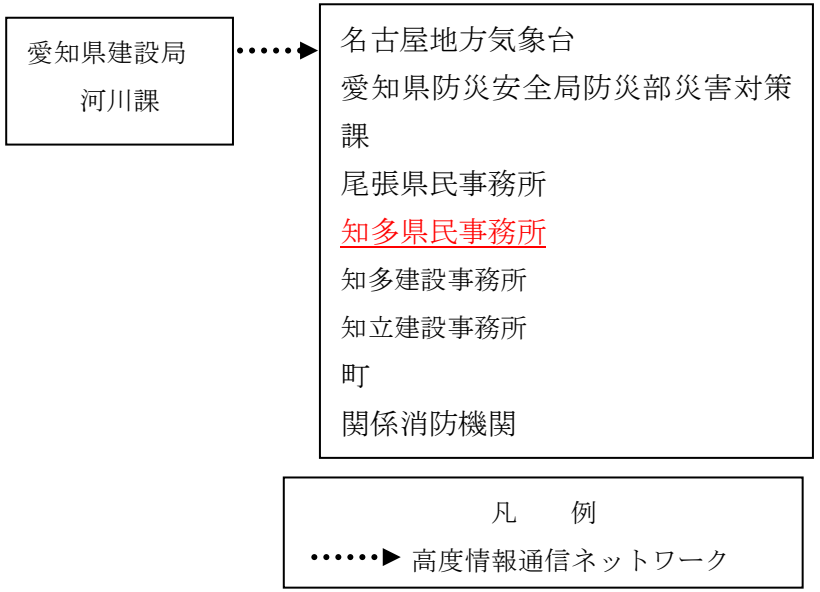 （略）	伝達系統の見直し

	第２節　洪水予報 気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う発表である。（法第 10 条第２項・第 11 条第１項、気象業務法第 14 条の２第２項・第３項） **（略）** ３　伝達系統 （１）境川及び逢妻川 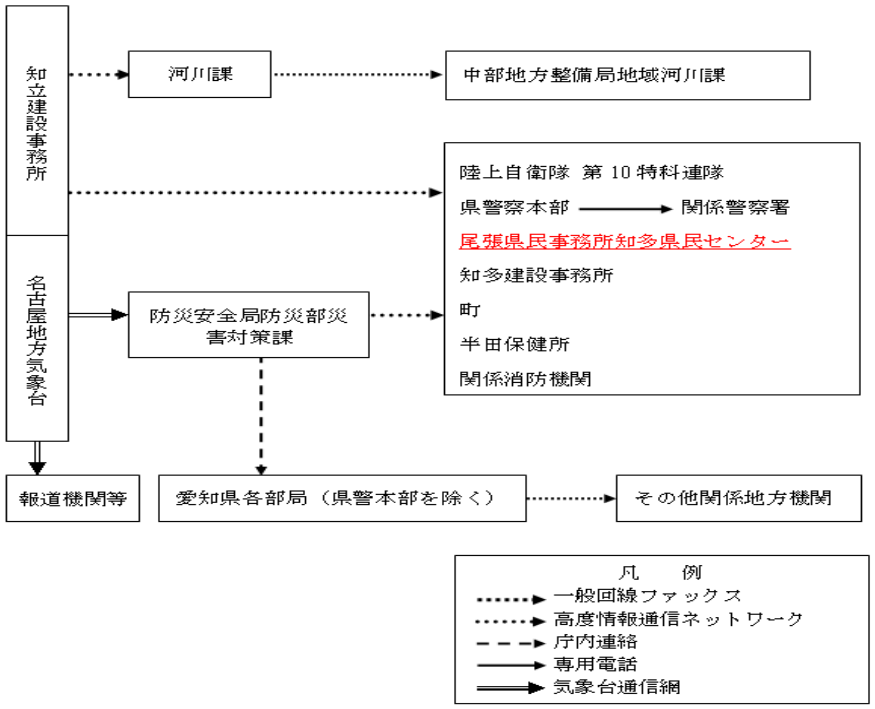 	**第２節　洪水予報** あらかじめ指定した河川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う予報である。（法第 10 条第２項・第 11 条第１項、気象業務法第 14 条の２第２項・第３項） **（略）** ３　伝達系統 （１）境川及び逢妻川 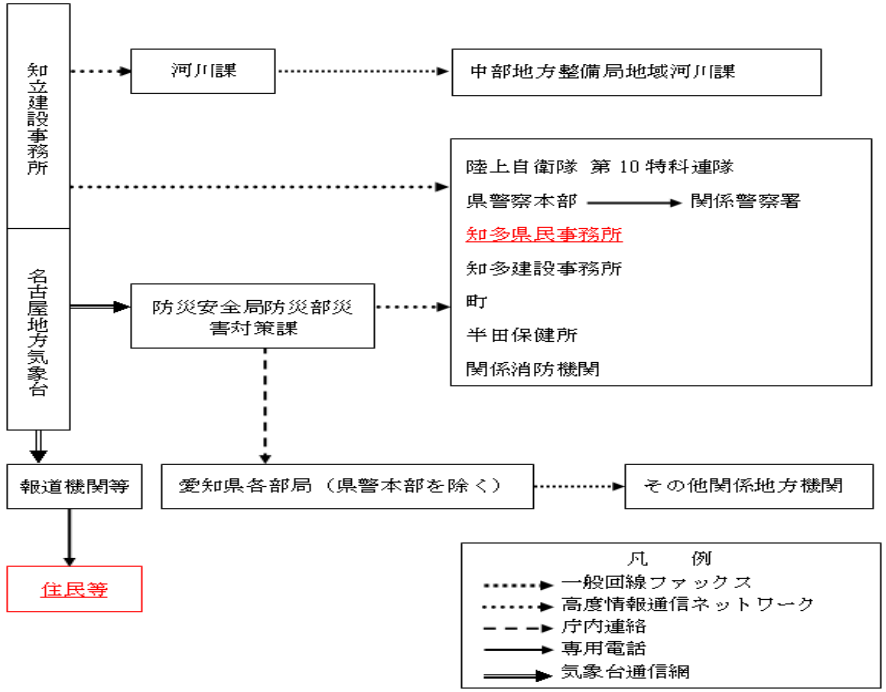 	伝達系統の見直し

27	（略） 第８章　水防活動 第１節　水位・潮位情報の収集と雨量の観測 愛知県水防テレメータシステムにより積極的に管内及び近隣の降雨状況、水位・潮位情報の収集に努めるほか、雨量観測所で雨量を観測する。 また、県防災局、知多建設事務所その他関係機関との緊密な連絡をとり、状況の把握に努めるものとする。 （略） 第６節　通信連絡 ２　受領及び伝達要領 消防団から町水防本部へ、町水防本部から尾張県民事務所知多県民センター、知多建設事務所及び半田警察署に対する報告事項は、次による。 （略） 第９節　決壊等の通報並びに決壊後の処理 １　決壊の通報 水防管理者又は消防団長は、堤防その他の施設が決壊して氾濫、又は氾濫のおそれがあるときは、直ちにその旨を知多建設事務所、尾張県民事務所知多県民センター、知多農林水産事務所、半田保健所、半田警察署、決壊した施設の管理者及び氾濫する方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。また、人的・住家被害が発生した場合、水防管理者は、被害状況をとりまとめ、原則的に愛知県防災情報システムに入力し県に報告する。	（略） 第８章　水防活動 第１節　水位・潮位情報の収集と雨量の観測 愛知県水防テレメータシステムにより積極的に管内及び近隣の降雨状況、水位・潮位情報の収集に努めるほか、雨量観測所で雨量を観測する。 また、防災安全局、知多建設事務所その他関係機関との緊密な連絡をとり、状況の把握に努めるものとする。 （略） 第６節　通信連絡 ２　受領及び伝達要領 消防団から町水防本部へ、町水防本部から知多県民事務所、知多建設事務所及び半田警察署に対する報告事項は、次による。 （略） 第９節　決壊等の通報並びに決壊後の処理 １　決壊の通報 水防管理者又は消防団長は、堤防その他の施設が決壊して氾濫、又は氾濫のおそれがあるときは、直ちにその旨を知多建設事務所、知多県民事務所、知多農林水産事務所、半田保健所、半田警察署、決壊した施設の管理者及び氾濫する方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。また、人的・住家被害が発生した場合、水防管理者は、被害状況をとりまとめ、原則的に愛知県防災情報システムに入力し県に報告する。	愛知県の組織再編に伴う修正